



若草二丁目 町内会会則

2021年3月21日改正

若草2丁目町内会

若草二丁目町内会会則

第1条（名称）

本会は若草二丁目町内会（以下本会という）と称する。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、明るく住みよい街づくりを目指し、環境の向上に努め、福祉の増進に協力しあい、豊かなコミュニティを作りあげてゆくことを目的とする。

第3条（組織）

- 1、本会は町内全住民を会員として構成する。
- 2、会員が、総会の議決等、本会の権利義務を行使する場合は、1戸につき1票の議決権を有するものとする。

第4条（事業）

本会は、第2条の目的のため、次の事業を行う。

- ・会員相互の親睦と連絡に関すること。
- ・会員の生活環境に関すること。
- ・慶弔に関すること。
- ・関係公共機関および各種団体の取組で、住民参加が必要な事項への協力。
- ・まちづくり協議会への積極的参加と、目的達成に必要な連絡と協議に関すること。
- ・その他本会の目的を達成するための事業。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。その任期は1年とし、再任を妨げない。

会	長	1名
副	会 長	1名
会	計	1名
環 境 美 化 委 員		1名
交 通 防 犯 委 員		1名
体 育 振 興 委 員		1名
社 会 福 祉 委 員		1名
青 少 年 育 成 委 員		1名
人 権 教 育 委 員		1名
班	長	各班1名
会 計 監 査		2名

- 2、会計監査以外の役員は兼務することができる。3役（会長、副会長、会計）を除く専門委員は班長を兼務する。

第6条（役員の選出）

本会の役員は自由立候補および輪番制とし、選出方法は別に定める。

（留意事項）

輪番制で選出する場合でも、健康に日常生活を営んでいる方の中から選考する配慮が必要である。
あわせて80歳を過ぎた方の選出には特に配慮する。

第7条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとし、その部門における町内会の代表として事業の遂行にあたる。

（1）会長

- ・本会を代表し会務を統括する
- ・志津南学区まちづくり協議会の理事の任につく
- ・町内自主防災会の会長の任につく
- ・行政事務委託の町内会代表の任につく
- ・志津南学区まちづくり協議会の自主防災委員会の委員の任につく

（2）副会長

- ・会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する
- ・街並み保存委員（町内委員）を兼務する
- ・志津南学区まちづくり協議会のふれあい実行委員を兼務する
- ・自主防災会の副会長の任につく
- ・志津南学区まちづくり協議会の定める代議員の任につく

（3）会計

- ・本会の会計事務を行う
- ・役員会の議事録を作成する
- ・自主防災会の会長・副会長補佐の任につく
- ・志津南学区まちづくり協議会の定める代議員の任につく

（4）環境美化委員

- ・環境衛生全般に関すること
- ・ゴミステーションの維持管理
- ・道路・公園の美化、ならびに公園の維持管理に関すること
- ・集会所の維持管理
- ・志津南学区まちづくり協議会の環境美化委員会の委員の任につく

（5）交通防犯委員

- ・交通安全・防犯に関すること
- ・志津南学区まちづくり協議会の交通防犯委員会の委員の任につく

（6）体育振興委員

- ・教養娯楽とレクリエーションに関すること
- ・会員の健康維持・増進に関すること
- ・志津南学区まちづくり協議会の体育振興委員会の委員の任につく

- ・若草岡本西地区スポーツ祭実行委員の任につく
- (7) 社会福祉委員
 - ・社会福祉に関すること
 - ・敬老関係の行事、および共同募金や年末助け合い運動への協力
 - ・高齢者団体との連絡協議を行い、その活動に協力する
 - ・ボランティア団体への協力
 - ・志津南学区まちづくり協議会社会福祉協議会の委員の任につく
- (8) 人権教育委員
 - ・人権教育の浸透と活性化に関すること
 - ・人権教育に関する各種講演会への参加
 - ・町内学習懇談会の開催
 - ・人権問題の啓発活動
 - ・志津南学区まちづくり協議会人権教育委員会の委員の任につく
- (9) 青少年育成委員
 - ・青少年の健全育成を図るための各種活動
 - ・社会環境浄化を図るための各種活動
 - ・こども110番の運営管理
 - ・「ふれあいパトロール」の運営管理
 - ・子ども関係の事業への参画（子ども会との連携）
 - ・志津南学区まちづくり協議会青少年育成委員会の委員の任につく
- (10) 班長
 - ・班員を代表して班を統括し、班内の連絡協議を行う
 - ・町内会自主防災会の班長の任につく
- (11) 会計監査
 - ・会計監査2名は前年度役員の中から選任する
 - ・本会計の監査のみを行い、総会にて報告する

第8条（町並み保存委員の選出）

若草地区町並み保存規則に定めるところの町並み保存委員を選出する。

- ・町並み保存委員（町内委員）は、副会長がその任につくものとする。
- ・若草地区町並み保存委員会から推薦を受けた町並み保存委員（専任委員）の承認は、町内会役員会にて行うものとする。

第9条（顧問）

本会は、顧問をおくことができる。顧問の任命は役員会の議決で行い、任期は役員に準じる。

- 2、顧問は会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

第10条（会議）

本会の会議は総会及び役員会とする。

- ・総会は年一回開催し、必要に応じ臨時総会を開催できる。

- ・役員会は必要に応じて、会長がこれを招集する。

第11条（議事）

総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は多数決によって決める。

可否同数の場合は会長がこれを決定する。

- 2、役員会は、定数の三分の二以上の出席によって成立し、議事は多数決によって決める。可否同数の場合は会長がこれを決定する。

第12条（議決事項）

総会において協議または議決する事項は次のとおりとする。

- ・役員を選出にすること
- ・会則の改廃にすること
- ・事業計画にすること
- ・予算および決算にすること
- ・その他本会の運営について重要な事項

第13条（経費）

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入によってまかなう。

- 2、本会の会費は一戸あたりの会費とし、その額は施行規則に定める。但し、必要ある時は臨時会費を徴収することができる。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第15条（会則の改廃）

本会則は総会に於いて、出席者の過半数の同意を得て改廃することができる。

第16条（施行細則）

本会則の施行について必要な細則は役員会が定める。但し、会費の変更は総会で決定する。

付則 本会則は平成11年4月1日から施行する。

防災担当委員の廃止（第5条、第7条）および会計の任務の追加（第7条）は、令和3年度から施行する。

改正記録 平成15年3月16日 役員役割の改正

婦人部の廃止および社会福祉広報部を社会福祉部と広報部に分離

平成17年3月27日 自治連合会会則・各種団体の関係の整合性を整理

会費の構成項目を明記、役員選出に当たっての留意事項を追加

平成18年3月27日 若草地区街並み保存規則施行に伴う町並み保存委員に関する事項

平成20年3月16日 広報部長の廃止と防災部長の新設
平成24年3月17日 まちづくり協議会への移行に伴う変更
平成26年3月29日 まちづくり協議会会則改定等に伴う改定
平成28年3月27日 町並み保存委員推薦元の訂正
平成29年3月26日 第5条に第2項、会計監査以外の役員は兼務することができる、3役（会長、副会長、会計）を除く専門委員は班長を兼務するを追加 第6条に、80歳を過ぎた方の選出には特に配慮するを追記 第7条(5) 環境美化委員の任務から福利を削除 (7) 体育振興委員の任務に若草岡本西地区スポーツまつり実行委員の任につくを追記 (12) 班長の補佐としての任務を削除
平成30年3月25日 まちづくり協議会会則の改定に伴い、第7条(2) 副会長の任務および(3) 会計の任務に志津南学区まちづくり協議会の定める代議員の任につくを追加 (11) 班長の任務から志津南学区まちづくり協議会の定める代議員の任につくを削除
令和2年3月31日 第5条から防災担当委員、第7条から防災担当委員の任務を削除
令和3年3月21日 第7条(3) に会計の任務を追加



若草二丁目 町内会会則施行細則

2022年3月20日改正

若草2丁目町内会

若草二丁目 町内会会則施行細則

第1条（目的）

本細則は、若草町内会会則に基き、本会に運営及び業務の執行について、会則の定めなき補足的条項を定めることを目的とする。

第2条（会費）

本会則第13条の2項に掲げる会費に関して、次のように定める。

- ・一戸あたり会費 一戸建て：4,800円/年・戸
- ・徴収方法 毎年4月に一年分を徴収

2、会費の構成要素は次のとおりとする。

- (1) 町内会運営費 : 3,100円/年・戸
- (2) まちづくり協議会会費 : 500円/年・戸
- (3) 若草・岡本西地区協働活動会費 : 300円/年・戸
- (4) 集会所管理費用 : 900円/年・戸

3、転出・転入の際の会費の取り扱い

- (1) 上期（4月～9月）に転入の場合は、10月に下期（10月～3月）分の2,400円を徴収する。上期に転出の場合は、下期分の2,400円を返却する
- (2) 下期に転出の場合は、徴収した会費の返却はしない。
- (3) 下期に転入の場合は、次年度の会費より徴収する。

第3条（弔慰金）

本会会員が死亡したときは、会員の届出により、下記の弔慰金を贈る。

- ・弔慰金 10,000円

第4条（輪番制）

輪番制による各班役員は次の通りとする。

令和 年度	2	3	4	5	6	7	8
会 長	G	A	B	C	D	E	F
副会長	D	E	F	A	B	C	D
会 計	E	F	A	B	C	D	E
環境美化	C	D	E	F	A	B	C
交通防犯	D	E	F	A	B	C	D
防 災	E	—	—	—	—	—	—
社会福祉	F	F	A	B	C	D	E
体 育	G	A	B	C	D	E	F
人 権	A	B	C	D	E	F	A
青少年	B	C	D	E	F	A	B

- ・立候補は輪番に優先する。

- ・立候補者は原則輪番を免れない。
- ・被立候補輪番者は次年度に繰下らない。
- ・各班は、会長・副会長・会計を除いた専門委員1名を選出する。各専門委員は所属の班長を兼務する（専門委員：主、班長：兼）。
- ・過去に会長職に付いた者は、会長選出の対象者から除くことができる。但し、本人の申出が有ればこの限りではない。

2、旧役員・班長の新役員に対する助言

前年度役員・班長は当年度役員・班長に対し4月1日から9月末日まで、町内コミュニケーションと町内会活動の円滑化のために必要な助言を行う。

第5条（行政事務委託料）

町内会が市から受託する行政事務に係る経費は町内予算書に計上し、当該年度役員の事務委託費として使用する。その用途については、役員活動費、町内会運営のための必要経費等に充てるものとする。

第6条（交通費）

役員及び会員が二丁目町内会要務で学区外に出張した時は、1日あたり500円を支給する。日当は支給しない。

第7条（班会議）

班の輪番役員の決定を話し合うため、必要に応じて班長は12月及び適宜な時に班会議を招集し、本細則第4条の輪番制と班内輪番制を遵守することを基本に次年度役員を決定する。構成戸数の過半数の出席で成立し、班長は会議の議長を務め会議は多数により決する。

第8条（掲示板）

会長が管理、承認するものとし、政治活動や宗教活動に係るもの、営利目的のもの、会長が不適切と判断したものは掲示出来ない。掲示期限は原則として2ヶ月以内とする。

付 則 本施行細則は平成11年4月1日から施行する。
会費の構成要素の変更は、令和4年度から施行する。

改正記録

- 平成24年3月18日 まちづくり協議会への移行に伴う変更。
- 平成24年4月 1日 第4条～第8条は二丁目町内会独自の規定である。
- 平成26年4月 1日 まちづくり協議会の改組に伴い町内会費の内訳を明示。
旧役員に対する新役員の助言体制確立。輪番制の補足体制を明確。
- 平成27年4月 1日 まちづくり協議会会費の変更に伴う会費構成割合の見直し。
- 平成28年4月 1日 まちづくり協議会会費の変更（平成27年度4月から）及び若草・岡本西地区協働活動会費の変更（平成28年度4月から）に伴う会費の引き下げ及び会費の構成要素の変更（第2条）。
草刈り隊支援費の削除（第7条）及び以降繰り上がり。
掲示板の追加（第9条）。

- 平成29年3月26日 輪番制を改正。併せて以下を追記（第4条）。
各班は会長・副会長・会計を除いた専門委員1名を選出する。各専門委員は所属の班長を兼務する（専門委員：主、班長：兼）、および過去に会長職に付いた者は、会長選出の対象者から除くことができる。但し、本人の申出が有ればこの限りではない。
- 平成30年3月25日 まちづくり協議会会費の変更（平成30年4月から）に伴う会費の引き下げ及び会費の構成要素の変更（第2条）。
輪番制の補足の一部 立候補者は次回輪番を免れないを立候補者は原則輪番を免れないに改正（第4条）。
- 平成31年3月24日 会費の徴収方法を、年に2回から年に1回に変更。
弔慰金の金額変更、供花の廃止。
- 令和 2年3月31日 輪番制を改正。
防災担当委員の削除（第8条）及び以降繰り上がり。
- 令和 4年3月20日 会費の構成要素のうち町内会運営費およびまちづくり協議会会費の金額を変更（第2条）